

## 特殊詐欺を防止するための方策に関する指針の骨子（案）

### □ 指針の目的

この指針は、特殊詐欺を防止するために必要な方策に関することを定め、もって特殊詐欺を防止し、県民の財産を守ることを目的とするものです。

### □ 対象となる事業者

- 1 金融機関
- 2 貨物自動車運送事業者等
- 3 携帯音声通信事業者等

### □ 具体的な方策

#### 1 県民

- 特殊詐欺の手段と思われる電子メール、電話、郵便物等を受けたときは、一人で判断せず現金の振り込み等をする前に家族、身近な者または警察等の相談機関に相談するよう努める。
- 家族間であらかじめ「合い言葉」を決めておくなど特殊詐欺の被害防止について関心を持つよう努める。
- レターパックや宅配便を用いた送金の要求には応じないようにする。
- 自主防犯活動団体等が地域における特殊詐欺防止の講習や地域の見守り活動などにおいて情報交換や注意喚起を行うなど、地域ぐるみの特殊詐欺防止の機運が醸成されるよう努める。

#### 2 事業者

- 特殊詐欺の防止に事業者の取組が有効であることを認識し、特殊詐欺の防止に関する県、市町等による施策および県民等による自主防犯活動に協力するよう努める。
- 役務の提供が特殊詐欺の手段に利用されることを防止するため、対応マニュアル等作成するなど、対策を講じるよう努める。
- 顧客等に対して被害抑止の声かけを励行させるなど従業員の教育・訓練を行うよう努めるとともに、特殊詐欺多発警報等発令時には、注意喚起を強化するよう努める。
- 事業所におけるポスターの掲示やホームページによる情報発信など、特殊詐欺の被害防止や関心を高めるための広報啓発活動に努める。
- 金融機関は、現金自動預払機（ATM）の設置管理者等に対し、特殊詐欺防止に必要な情報を提供し、その利用者に対する注意喚起を要請するよう努める。

#### 3 通報等

- 県民等は、その言動から特殊詐欺の被害に遭うおそれのある者があるときは、警察官、事業者等へ通報するよう努める。
- 事業者は、その役務の提供に際し、特殊詐欺の被害に遭うおそれのある者または特殊詐欺に係る行為を行っていると思われる者を発見したときは、警察官への通報その他適切な措置を講ずるよう努める。